

厚生労働省
令和3年2月14日
16時00分現在

福島県沖を震源とする地震による被害状況等について（第4報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 2/13 23:09 厚生労働省災害情報連絡室設置
2/13 23:09 厚生労働省災害対策本部設置
2/14 10:30 第1回厚生労働省災害対策本部会議

2 医療関係

(1) 医療関係全般

- EMIS を用いて各地の被害状況や DMAT 等の活動状況について情報収集中。

(2) EMIS の運用状況（2月14日14時00分）

- 宮城県、福島県で、EMIS 災害モードに切り替え。
- 青森県、岩手県、山形県、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、静岡県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、佐賀県、宮崎県で、EMIS 警戒モードに切り替え。
- 秋田県、茨城県、栃木県、埼玉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県で、EMIS 通常モードに切り替え。

(3) 医療機関の被害状況（2月14日14時00分）

- 宮城県では、現時点で少なくとも1の医療機関の被害が継続している。
(断水1)
- 福島県では、現時点で少なくとも合計4の医療機関の被害が継続している。
(断水2、その他の被害3、被害の重複を考慮した医療機関実数4)

	浸水		断水		停電		その他		備考
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	
宮城県	0	0	4	1	3	0	1	0	

福島県	0	0	<u>10</u>	<u>2</u>	3	0	<u>9</u>	<u>3</u>	
茨城県	0	0	0	0	1	0	0	0	
栃木県	0	0	0	0	2	0	0	0	
群馬県	0	0	0	0	1	0	0	0	
合計	0	0	<u>14</u>	<u>3</u>	10	0	<u>10</u>	<u>3</u>	

※宮城県及び福島県における浸水は確認の結果、第3報よりその他として計上。

<既に行った対応・復旧の状況>

- ・26医療機関で断水・停電等の被害が解消。
- ・医療施設等の早期の復旧を目的として、各都道府県衛生主管部（局）災害医療主管部（課）長あてに、「令和2年度に発生した災害により被災した医療施設等に係る災害復旧費補助金の活用意向の報告について（依頼）」（令和2年7月7日付厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室長事務連絡）を再周知（2/14）。

(4) DMAT の活動状況（2月14日14時00分）

- ・全国のDMATに対して、自動収集基準が適応され、各地で待機状態となつたが、被害状況を踏まえて全国派遣については待機状態を解除。
(14時時点での、全国合計47隊が出動準備中、19隊が待機中。)
- ・現在、福島県庁等で合計8隊が活動中

<① 活動中>

福島県 活動総数7 本部活動：7
神奈川県 活動総数1 本部活動：1

<② 移動中>

なし

現在の活動総数（①+②）合計8隊（前回9隊）

<③準備中> 全国合計47隊（前回58隊）

<④待機中> 全国合計19隊（前回25隊）

(5) DPAT の活動状況（2月14日）

- ・全国のDPATの自動収集基準が適応され、待機状態となっていたが、9時40分に解除。
- ・福島県、宮城県庁にDPAT調整本部設置、DPAT事務局が情報収集活動実施。

(6) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

<在宅医療関連>

- ・在宅人工呼吸器、在宅酸素濃縮器等を製造する医療機器メーカー12社に患者の安否確認状況、製造施設等の被害状況等について報告を依頼(2/14)。

(7) 在宅酸素療法患者への対応について

- ・全国的に展開している在宅酸素供給装置の保守点検事業者8社に対して、厚生労働省から患者の安否の確認状況等について情報提供を依頼(2/14)。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

- ・宮城県、福島県内の11事業者において、地震による影響で4,352戸が断水中(宮城県、福島県、茨城県、栃木県内の19事業者において最大断水戸数※25,774戸以上、うち21,422戸が解消済み)。
※各市町村の最大断水戸数の合計
- ・断水中の概ねすべての市町村において、応急給水を実施中。応急給水に当たっては、(公社)日本水道協会及び自衛隊が支援。
- ・引き続き、情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数(戸)		断水期間	被害等の状況
	最大	現在		
【宮城県】 仙台市	82	70	2/14~	・配水管の破損による断水
石巻地方広域 水道企業団 (石巻市)	10	10	2/14~	・配水管の破損による断水
まるもりまち 丸森町	700	20	2/13~	・配水管の破損による断水 ・応急給水実施中
やまもとちょう 山元町	2,900	2,880	2/13~	・配水管の破損による断水 ・応急給水実施中
【福島県】 いわき市	84	70	2/13~	・配水管の破損による断水 ・応急給水実施中

福島市	<u>126</u>	<u>126</u>	2/13~	・配水管の破損による断水 ・応急給水実施中
白河市	90	<u>71</u>	2/13~	・配水池の破損による断水 ・応急給水実施中
矢吹町	<u>75</u>	<u>75</u>	2/13~	・配水管の破損等による断水 ・応急給水実施中
相馬地方広域 水道企業団 <small>(新地町)</small>	<u>630</u>	<u>630</u>	2/14~	・送配水管の破損による断水 ・応急給水実施中
桑折町	<u>4,000</u>	<u>100</u>	2/13~	・配水管の破損等による断水 ・応急給水実施中
天栄村	300	300	2/13~	・配水管の破損による断水
断水解消済み				
【宮城県】 蔵王町	100	0	2/13~14	・配水管の破損による断水（復旧済み）
【宮城県】 大河原町	136	0	2/13~14	・配水管の破損による断水（復旧済み）
【福島県】 南相馬市	<u>16,124</u>	0	2/13~14	・配水池の緊急遮断弁作動に伴う断水（復旧済み）
本宮市	<u>57</u>	0	2/13~14	・配水管の破損による断水（復旧済み）
浪江町	不明	0	2/13~14	・断水発生（復旧済み）
【茨城県】 かすみがうら市	不明	0	2/13~14	・断水発生（復旧済み）
【栃木県】 茂木町	200	0	2/13~14	・停電による断水（復旧済み）
芳賀中部上水道企業団	160	0	2/13~14	・停電による断水（復旧済み）
合計	<u>25,774以上</u>	<u>4,352</u>		
配水池への充水のため時間給水を実施している市町村				
【福島県】 鏡石町 (4,500戸)				

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

宮城県富谷市で1箇所、山元町で2箇所、福島県郡山市で1箇所において壁の亀裂等の被害があつたが、サービス提供に影響なし。人的被害無

し。

また、宮城県山元町で2箇所、断水があるが、給水車で対応中。引き続き情報収集に努める。

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

宮城県仙台市で1箇所、登米市で1箇所、山形県米沢市で1箇所において壁の一部破損等の被害があつたが、サービス提供に影響なし。人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 児童関係施設等の被害状況

宮城県仙台市で5箇所において壁の亀裂等の被害があつたが、サービス提供に影響なし。人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

5 保健・衛生関係

(1) 人工透析

各都道府県に対し、被害状況の確認を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼(2/13)。

現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(2/14)。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼(2/14)。

現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 被災者の健康管理

宮城県、福島県に対し、保健活動に関する状況の確認と連絡体制の確保を要請(2/14)。引き続き情報収集に努める。

○ 都道府県、保健所設置市、特別区に、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するため、以下の事務連絡等を送付し、被災者への対応を要請した。引き続き情報収集に努める。

- ・2月14日付 「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」(令和3年2月14日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)

- ・2月14日付 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」(令和3年2月14

日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)

- ・2月14日付 「管轄避難所等情報の記録様式について」(令和3年2月14日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)

○ 都道府県、保健所設置市、特別区に対し、避難所における被災者の健康管理を行う保健師等や災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣調整が必要となった場合の厚生労働省の連絡先について事務連絡を送付。

- ・2月14日付「保健師等の災害時における応援派遣の調整依頼について」
(令和3年2月14日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)
- ・2月14日付「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の災害時における派遣の調整依頼について」(令和3年2月14日付け健康局健康課地域保健室事務連絡)

6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 輸血用血液製剤関係

- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物関係

- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 障害福祉関係

○ 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請(2/14：福島県)

○避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する障害児者やその家族に対する支援に当たって、障害特性等に応じた特段の配慮を講ずるよう要請(2/14：福島県)

8 介護保険関係

(1) 利用者関係

- 被災した要介護高齢者等への対応について

各都道府県及び被災市町村に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、地方自治体の判断において利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（2/14）。

また、各都道府県及び被災地市町村に対して、被災者は被保険者証等を提示しなくとも介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（2/14）。

9 児童福祉関係

(1) 事業者関係

- 各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで、派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。

（2/14）

(2) その他

- 各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。（2/14）

・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える等

10 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（2/14）。

※「令和3年福島県沖を震源とする地震による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和3年2月14日付け保険局医療課事務連絡）を送付（2/14）。

- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる

旨等を周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和3年2月14日付け保険局保険課事務連絡）を送付（2/14）。

○ 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和3年2月14日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（2/14）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○ 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和3年福島県沖を震源とする地震による後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和3年2月14日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（2/14）。

○ 公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡。

※「令和3年福島県沖を震源とする地震による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和3年2月14日付け関係課連名事務連絡）を送付（2/14）。

11 労働関係

(1) 労災保険

○ 災害救助法が適用された地域を管轄する労働局に対して以下の指示
(2/14 (福島))。

- ・ 労災保険給付の請求について、事業主証明が受けられなくとも請求書を受理する等の手続きの簡略化
- ・ 事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等の実施

(2) 社会復帰促進等事業関係

○ 災害救助法が適用された地域を管轄する労働局に対して以下の指示
(2/14 (福島))。

- ・ 今回の災害による被害により、事業場が倒産し、賃金未払のまま退職を

余儀なくされた労働者に対して、未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

12 厚生局及び労働局の状況等

(1) 厚生局

- ・現時点で人的・物的被害無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 労働局

- ・現時点で、福島労働局職員の6人が軽傷、宮城労働局の庁舎で天井の損壊等の被害あり。引き続き情報収集に努める。

以上